

# 倫 理 規 程

## (総則)

第1条 この規程は、公益財団法人おおいた共創基金（以下「財団」という。）の行動基準を定める。

## (目的)

第2条 この規定は、財団の倫理を確立し、社会の信頼を得る目的で定める。

## (基本的人権の尊重)

第3条 財団は、人権、多様性、異なる価値観を尊重し、財団と関係を持つ全ての人々に対し、いかなる場合においても敬意をもって接するものとする。財団に所属するすべての理事、監事、及びすべての職員（以下「役職員」という。）は、以下のことに留意して行動しなければならない。

- 一 国籍、人種、民族、性別、年齢、宗教、信条、社会的身分、性的指向、性同一性、障がいの有無等を理由とする、一切の差別やハラスメント（いやがらせ）を行わないものとする。
- 二 財団は、平等な雇用機会を提供するとともに、役職員に対し最大限の能力を発揮できる職場環境、並びに個々の状況に即した働きやすい環境を構築するものとする。

## (組織の使命及び社会的責任)

第4条 財団はその設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき責務を負っていることを認識し、地域社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

## (社会的信用の維持)

第5条 財団は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

## (法令等の遵守)

第6条 財団は、関連法令及び財団の定款、倫理規程その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

## (私的利用の禁止)

第7条 役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

## (利益相反の防止及び開示)

第8条 役職員は、その職務に関し、この法人との利益相反行為が生じる可能性のある場合には、直ちにその事実の開示その他財団が定める所定の手続きに従わなければならぬ。

## (特別の利益を与える行為の禁止)

第9条 評議員及び役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る行動を行う者に対し、寄付その他の特別な利益を与える行為を行ってはならない。

## (情報開示及び説明責任)

第10条 財団は、その事業活動に関する透明性を図るために、活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、基金拠出者、会員、寄付者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(情報の保護・管理)

第11条 財団は、業務上知り得た組織運営上の各種情報、並びに個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第12条 役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならぬ。

(反社会的勢力・団体との断絶)

第13条 財団は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力・団体に対しては断固たる行動をとるものとし、一切の関係を断絶する。また、反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為は一切行わない。

(規程遵守の確保)

第14条 財団は、必要あるときには、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は理事会の議決による。

付 則

本規程は、令和2年12月15日から適用する。